

特許権	判決年月日	令和6年5月23日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和6年(行ケ)第10002号		

○ 発明の名称を「土木工事用不織布およびその製造方法」とする特許発明について、引用発明及び技術常識に基づき、当業者が容易に発明することができたものであるとして、原審決のうち本件特許の一部について請求不成立とした部分を取り消した事例

(事件類型) 審決(無効不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第6889970号

(審決) 無効2022-800065号

判決要旨

1 本件特許は、被告が特許権者であり、発明の名称を「土木工事用不織布およびその製造方法」とするものであって、請求項の数は7である。

このうち、請求項1及び2は以下のとおりである。

【請求項1】

ニードルパンチ方式で製造されたたておよびよこの伸び率が150%以上である土木工事用不織布であって、

不織布の繊維原料が白色繊維と、

前記白色繊維と同一繊維を特定色彩の顔料で着色した着色繊維との混合物からなり、

前記白色繊維および着色繊維が化学繊維であり、

前記着色繊維がカーボンブラック製の顔料を含んだ黒色系の色彩を呈し、

不織布本体が白色繊維と着色繊維の混合した鼠色系の色彩を有し、かつ不織布本体の外表面に斑模様を形成していることを特徴とする、

土木工事用不織布。

【請求項2】

前記着色繊維の混合量が重量比で10～90%の範囲であることを特徴とする、請求項1に記載の土木工事用不織布。

2 原告は、本件特許について無効審判を請求し、無効理由としてサポート要件違反、明確性要件違反、実施可能要件違反、新規性欠如及び進歩性欠如を主張した(新規性欠如は請求項2及び6を除く。)。特許庁は、請求項1、3ないし5及び7について、新規性欠如及び進歩性欠如により無効とされるべきであるとし、請求項2及び6については無効とならないとする審決(本件審決)をした。

原告は、本件審決のうち、請求項2及び6に係る部分の取消しを求める本件訴訟を提

起した。原告が本件訴訟において主張した取消事由は進歩性欠如のみであった。被告は、審判の段階では主張を提出したが、本件訴訟においては、答弁書及び準備書面を提出せず、期日にも出頭しなかった。

3 本判決は、以下のとおり、請求項 2 及び 6 につき、引用発明及び技術常識に基づいて当業者が容易に発明することができたものであると判断し、原告の主張する取消事由を認め、本件審決のうち請求項 2 及び 6 に係る部分を取り消した。

(1) 請求項 2 に係る発明（本件発明 2）と、引用発明との間の実質的相違点として、次の相違点 2 があると認められる。

〔相違点 2〕本件発明 2 は、「前記着色繊維の混合量が重量比で 10～90%の範囲である」のに対して、引用発明は、「白色繊維と黒色繊維の比率が白色：92.5%、黒色：7.5%である」点。

(2) 特許請求の範囲、明細書及び図面の記載によれば、本件発明 2 において不織布を白色繊維と黒色繊維の混合物としたことの意義は、不織布の表面を斑模様として、特定した斑点間の距離を伸長前と伸長後に測定することで、不織布の伸び率を把握することができること、並びに、着色繊維の顔料にカーボンブラックを用いることで不織布の光の反射を抑えること、耐候性及び耐摩耗性を高めることにあると認められる。

また、土木工事用の防砂シートとして、白色の製品、灰色の斑模様の製品とともに濃灰色ないし黒色の製品も使用されていることは、本件出願日の時点における技術常識であり、白色繊維と黒色繊維を混合した土木工事用不織布における黒色繊維の混合比率が多様なものであると当業者が認識していたといえる。

他方、明細書の記載や、明細書における実施例の結果等からすれば、本件発明 2 において黒色繊維の混合比率を 10～90%の範囲としたことに特段の技術的意義があるとは認められない。

そうすると、引用発明において、耐候性、耐摩耗性及び遮光性の向上、光の反射による作業への作業上の障害の防止、不織布の伸び率測定のための斑模様の明確さ等を好適なものとするために、カーボンブラックにより着色した黒色繊維の比率を増減することは、当業者の設計事項にすぎない。

また、黒色繊維の割合を高めれば、斑模様が濃くなって斑点の間の距離の測定に基づく不織布の伸び率の測定が容易になるほか、耐候性、耐摩耗性及び遮光性の向上、光の反射の抑制といった効果があることが本件特許の出願日の時点における技術常識であったといえるから、黒色繊維の比率を 7.5%より高める動機付けがあった。

以上によれば、引用発明について、黒色繊維の混合比率が 7.5%とされているところ、これを 10～90%の範囲とすることによって、相違点 2 に係る構成を導くことは、当業者が容易に想到することができたものというべきである。

本件審決は、引用発明に係る製品は一定の品質を保って製造されるものであり、白色繊維と黒色繊維の比率を変えるような設計変更は通常行わないなどとして、黒色繊維

維の比率を10%以上にすることには阻害要因があると判断したが、製品の同一性や品質の維持のために、仕様書で定められた仕様の遵守が求められるとしても、同製品を基に、仕様の一部を変更して、新たな仕様の土木工事用不織布の製品を開発、製造しようとすることは当然に行われることであるから、製品の仕様として黒色繊維の比率が特定の値に定められているからといって、この値を変更することに阻害要因があると認められることにはならない。

- (3) 請求項6に係る発明（本件発明6）は、本件発明2の土木工事用不織布の製造方法に関する発明であると認められる。本件発明6と、引用発明の製造方法との間には、本件発明2と引用発明との相違点と同様の相違点があるが、この相違点に係る構成を導くことも当業者が容易に想到することができたものといえる。